

令和4年度 第1回

一般競争入札による 市有地売払い応募要領

令和4年9月

静岡市上下水道局下水道部下水道総務課

TEL 054-270-9203

案内WEBページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/588_000075.html



目 次

一般競争入札による市有地売払いの流れ	1
--------------------	---

入札による市有地売払いの概要

物件一覧、入札参加資格者	2
申し込み方法	2
入札日時等	3
落札者との契約手続き	5
入札参加心得書	7
銀行振出小切手の見本	13
市有財産売買契約書	14
物件調書	18

様 式

一般競争入札参加申込書	20
一般競争入札参加受付書	21
入札書（記入例）	22
入札書	23
委任状	24
暴力団排除に関する誓約書兼同意書	25
入札不調財産の売払い	27
普通財産買受申出書（入札不調財産用）	29
応募受付・入札会場案内図	裏表紙

一般競争入札による市有地売払いの流れ

一般競争入札・・・市で定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格を提示された方を落札者として決める方法です。

申込書の提出	<ul style="list-style-type: none">・令和 4年 10月 3日 (月)まで・一般競争入札参加申込書及び誓約書兼同意書に関係書類を添えて、静岡市上下水道局庁舎6階下水道総務課へ直接持参又は書留郵便で期日までに提出してください
---------------	--



入 札	<ul style="list-style-type: none">・入札日時 令和 4年 10月 18日 (火) 受付: 午前 10 時 30 分～午前 11 時、入札開始: 午前 11 時・受付の際に入札保証金(P4参照)を納めてください・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します・落札された方の入札保証金は、契約締結時に返還しますが、契約保証金(P5参照)に充当することもできます※不調物件については、入札終了後から先着順による売払いの受付を開始します
------------	---



決定通知の送付	<ul style="list-style-type: none">・入札終了後に決定通知書を送付します
----------------	--



契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・落札者は決定通知書を受けてから 15 日以内に契約を締結していただきます・契約保証金として落札金額の 1 割以上を納めてください
--------------	--



売買代金納付	<ul style="list-style-type: none">・契約締結日から 30 日以内に残金を納付してください・売買代金が完納された後、市が所有権移転登記を行います
所有権移転登記	(登記に必要な登録免許税その他公租公課等は落札者の負担となります)

入札による市有地売払いの概要

1 入札により売払う市有地

入札により売払う市有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書（P18～P19）をご覧ください。

入札対象財産（所在地の静岡市は記載省略）

物件番号	入札対象財産の所在地	地目	面積	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金額
1	駿河区中島 1682 番 54	宅地	378.69 m ²	12,154,518 円	365,000 円

(注1) 予定価格は、入札金額の目安として、周辺の地価公示価格や取引価格等を参考に算出したものです。

(注2) 入札保証金額は、予定価格（最低売却価格）の100分の3以上で千円未満を切り上げた金額です。

(注3) 物件によっては入札を中止する場合があります。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3入札参加資格（P7）をご覧ください。

3 参加申し込み

(1) 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて入札参加申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有に変更することはできませんのでご注意ください。

(2) 売払い物件の現地確認

現地説明会は実施いたしません。また、現状有姿での引渡しとなりますので現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申し込むようお願いします。

(3) 申し込みに必要な書類

一般競争入札参加申込書（P20）及び暴力団排除に関する誓約書兼同意書（P25～26）に次の書類を添えてご提出ください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は、お返ししません。

[個人(共有を含む)が申し込む場合]

○ 住民票(本籍を記載したものをご用意ください。) 1通

[法人が申し込む場合]

○ 登記事項証明書(法人登記簿謄本) 1通

注) 添付書類は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

(4) 申込方法

提出書類を下水道総務課まで持参するか書留郵便による方法に限ります。

書留郵便による提出の場合は、令和4年10月3日(月)までに到着したものを有効といたします。

(5) 申込受付期間

【受付年月日】	令和4年10月3日(月)まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)
【受付時間】	午前9時00分から午後5時00分まで (正午から午後1時を除く)

(6) 申込先

静岡県上下水道局下水道部下水道総務課 (静岡県上下水道局庁舎6階) 郵便番号 420-0035 住 所 静岡県葵区七間町15番地の1 電話番号 054-270-9203
--

4 入札日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時	令和4年10月18日(火)
受付	午前10時30分～午前11時、入札開始 午前11時
入札会場	静岡県上下水道局庁舎7階 71C会議室

(2) 入札参加受付証の交付

入札参加申込書を提出した方に一般競争入札参加受付書(P21)を交付いたします。当日必ず持参してください。申込者の代理人が参加する場合、委任状(P24)と一緒に持参してください。

(3) 入札当日に必要な持ち物

1	一般競争入札 参加受付書	市が申込みを受付した確認印が押されている入札参加受付書
2	入札書及び封筒	入札書(P23)及び入札書を入れる封筒 (外から中が見えないものを使用し、入札参加者の住所・氏名を表に記載する)
3	入札保証金	現金又は銀行振出小切手
4	印鑑 (スタンプ印不可)	本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑
5	委任状	法人の代表権の無い方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要となります。
6	筆記用具	黒のボールペン又は万年筆

(4) 入札保証金

入札日当日受付にてお支払いいただきます。

- ① 入札参加者は、1物件につき予定価格の100分の3以上（千円未満切り上げ）の入札保証金を納付してください。（P2入札対象財産を参照）
- ② 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手による納付となります。入札保証金が納付されましたら領収書をお渡しします。
- ③ 落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、領収書と引き換えにお返しいたします。
- ④ 落札者の入札保証金は、契約締結時に返還いたします。契約保証金又は売買金額に充当することもできます。

※落札者が契約を締結されない場合は、入札保証金は静岡市に帰属することとなります。

(5) 入札

入札書は、所定の「入札書」（P23）をご使用いただきます。

入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。

(6) 無効となる入札

入札参加心得書第9各号（P9～10）に該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

(7) 開札

開札は、入札参加者の前で入札終了後直ちに行います。

(8) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。

② 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引いていただき、落札者を決定します。

※詳細については入札参加心得書第11 落札者の決定（P10）をご覧ください。

(9) 入札結果の情報公開

入札結果については、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

5 落札者との契約手続き

(1) 決定通知書の送付

入札終了後、落札者に決定通知書を送付します。

(2) 契約保証金

落札者は契約を締結する時まで、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

(3) 契約の締結

決定通知書を受けた日から15日以内に契約を締結します。（P14～P17 市有財産売買契約書を参照）

(4) 売買代金の支払い

契約締結から30日以内に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

6 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※現状有姿での支払いとなります。

7 契約上の特約

(1) 売買契約に当たっては、次の条件を付すこととします。

契約内容については、P14～P17に記載の市有財産売買契約書（標準契約書書式）を参照してください。

① 禁止用途

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用することはできません。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡や賃借することはできません。

② 違約金

落札者は（1）①の条件に違反したときは、静岡市に対し売買代金の 3 割に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領（以下「応募要領」という）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供しようとし、また、これらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、又は賃借しようとする者
- (5) 入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (6) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

(入札参加申し込み)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡市上下水道局下水道部下水道総務課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は登記事項証明書）

(3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日までに静岡市上下水道局下水道部下水道総務課に到着するよう送付してください。

4 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。

(入札時の持参書類等)

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

(1) 一般競争入札参加受付書（下水道総務課確認印が押印してあるもの）

(2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください、コピー可）

(3) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません）

(4) 入札保証金（現金又は銀行振出小切手）

(5) 委任状（代理人が入札を行う場合に必要となります）

(6) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください、スタンプ印不可）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象財産1件につき入札予定価格の100分の3以上に相当する金額を、入札開始時間前に市が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

(入札書)

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代理人の住所・氏名を記入し押印してください。
- 5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の住所・氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。
- 6 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の条件）

第8 入札に参加するものは、暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときには、直ちに提出すること並びに公序良俗に反する使用等に該当しないことについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。

- (1) 参加申込みから入札までに、入札参加者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有するものであると判明した場合は、この入札に参加できません。
- (2) 入札から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであると判明した場合は、契約は締結しません。
- (3) 契約後、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであると判明した場合は、契約を解除し、又は当該物件の買戻しをします。

（入札の無効）

第9 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金が所定の額に満たない者
- (3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (9) 鉛筆書きの入札をした者
- (10) 金額を訂正した入札をした者
- (11) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (12) 郵送又はファクシミリによる入札をした者
- (13) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (14) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (15) 入札者が次のいずれかに該当するとき

- ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。
- イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者
(開札)

第10 開札は、入札参加者の前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第11 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第12 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第9の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(11)から(15)までのいずれかに該当し無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

3 初回入札の入札保証金の納付をもって、再入札の入札保証金の納付があったものとみなします。

(入札執行の延期)

第13 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の還付)

第14 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、当日還付します。

- 2 入札保証金は、契約締結後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、落札者の申し出により第16に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 3 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。
- 4 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約書を提出する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額（入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額、かつ、円未満切上げ）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利子を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第17 落札者は、契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、落札代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 2 落札者が前項の落札代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで納付すべき金額の2,000分の1の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。
- 3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第18 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、落札者の申し出により、市が行います。

2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(瑕疵担保責任)

第19 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、当該契約が、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

(情報公開等について)

第20 入札結果につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

＜銀行振出小切手の見本＞

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。

一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

銀行振出小切手を作成される場合は、このページを金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらうようにしてください。

小 切 手		銀 行 渡 り
支払地	〇〇〇 <u>株〇〇銀行△△支店</u>	
金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人様 へお支払いください。 拒絶証書不要		
振出日	令和 年 月 日	
振出地	〇〇〇	
振出人	<u>株〇〇銀行△△支店</u> 支店長	〇〇〇〇 印

(注) 1 振出人、支払人及び振出日について

最寄りの銀行が振り出す小切手で、振出日から5日以内のものにより納付いただきますようお願いいたします。

2 受取人について

持参人払いとしてください。

この書式は、市有財産売買契約書です。（標準契約書書式）

収 入
印 紙

市 有 財 産 売 買 契 約 書

市有財産の売買に関し、売渡人 静岡市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（売買物件の表示）

第2条 甲は、その所有に係る次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在 地	区分	面 積 (㎡)	摘 要
〔 落 札 物 件 所 在 地 〕	土地	〔 物 件 面 積 〕	

（売買代金の額及び納入）

第3条 売買物件の売買代金は、金 〔 落 札 金 額 〕 円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とし、乙は、甲が定める納入通知書により、令和 年 月 日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

（遅延利息）

第4条 乙は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき納付すべき金額の2,000分の1に相当する額を、遅延利息として甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙が、売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金〔*落札金額の1割以上の額〕を乙に還付しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が、第3条に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定により、甲がこ

の契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

(所有権の移転及び登記)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 乙は、売買代金を完納したときは、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、当該請求により所有権移転登記を所轄法務局に囑託するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後に売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

(用途の制限)

第8条 乙は、当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、又は賃借してはならない。

2 甲は前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地を調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 乙が前条第1項に規定する義務に違反したときは、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(公租公課等の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後の原因による売買物件の公租公課その他の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 売買物件に関し紛争が生じたときは、売買物件の所有権移転登記完了前の原因によるときは甲が、所有権移転登記完了後の原因によるときは乙が、それぞれ責任をもって処理し、相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

(担保責任の免除)

第12条 この契約締結後において、売買物件の種類、面積等がこの契約の内容に適合しな

いものであることが明らかになったとしても、甲は、その責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、売買物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還するものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約違反者は、その相手方に対しその損害を賠償するものとする。

4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

(公営企業管理者への報告等)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、公営企業管理者に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条

例規則等を含む。) の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区七間町15番地の1

静岡市公営企業管理者 森下 靖

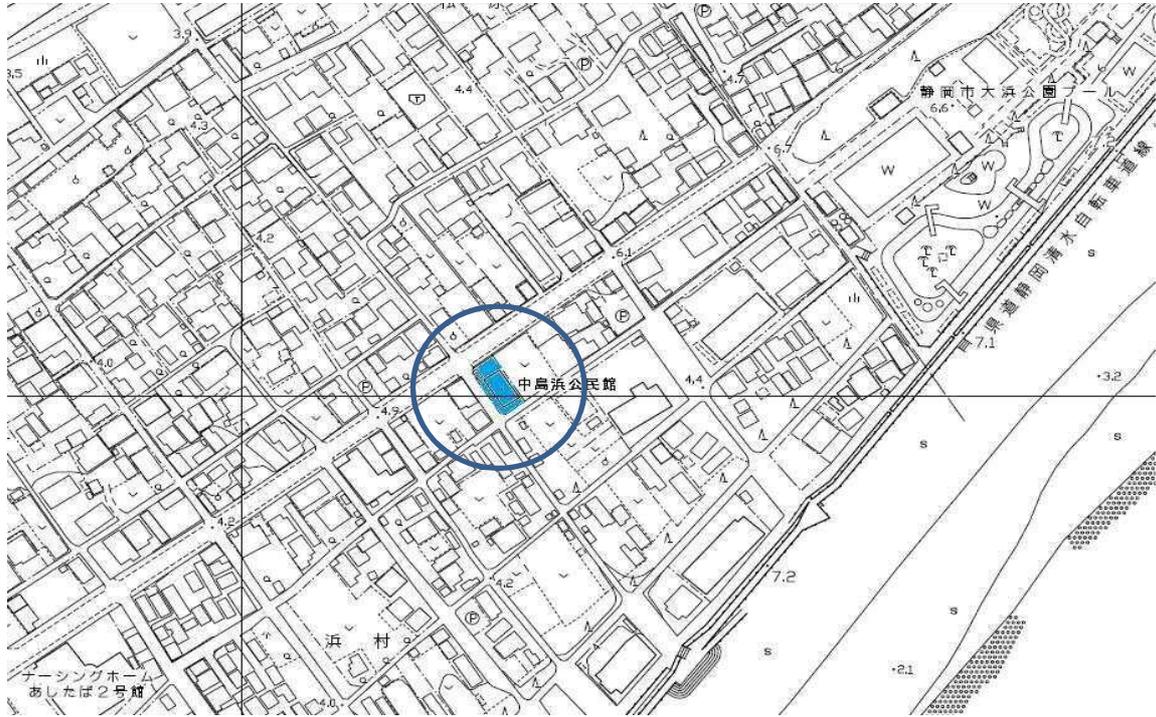
(乙)

物 件 調 書

物件番号	1	予定価格 (最低売却価格)	12,154,518 円
------	---	------------------	--------------

所 在 地	現況地目	登記地目	実測数量	登記地積	備 考
静岡市駿河区中島1682番54	宅地	宅地	378.69㎡	378.69㎡	
法令等に基づく 制 限	用途地域	市街化区域 第二種中高層住居専用地域		斜線制限	有
	指定建ぺい率	60%		日影制限	有
	指定容積率	200%			
	そ の 他				
処理供給施設 の 状 況		利用可能な施設	設置状況等	連 絡 先	
	電 気	中部電力(株)	接面道路接続可	中部電力パワーグリッド(株)静岡営業所	
	水 道	市水道	接面道路接続可	静岡市上下水道局水道部お客様サービス課	
	下 水	市下水道	接面道路接続可	静岡市上下水道局下水道部下水道維持課	
	ガ ス	都市ガス	無	静岡ガス(株)静岡支店	
交通機関	鉄道 バス	JR東海道本線「静岡駅」約4.1km 静鉄ジャストライン「大浜」約330m			
公共施設等 物件からの 直線距離	大浜公園	約150m			
	中島浄化センター	約400m			
	静岡市立中島小学校	約600m			
参 考 事 項	・旧中島浜公民館跡地(平成25年に移転し、現在は更地)				

案 内 図

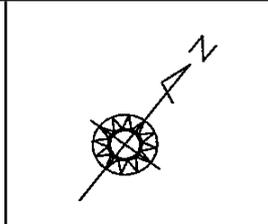
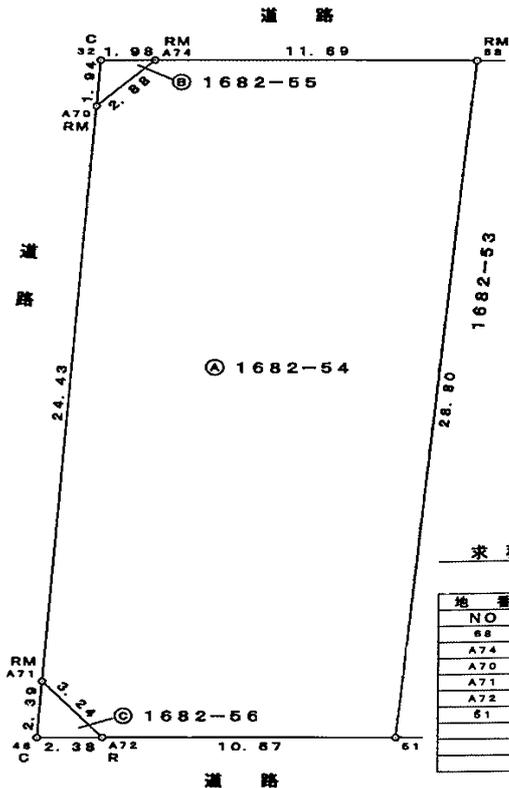


凡例 売払物件



明 細 図

形状及び延長は、おおよその数値で表示してあります。



求積表

地番	㊦ 1682-54				
NO	X _n	Y _n	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n × (X _{n+1} -X _{n-1})	
68	-117978.296	-8884.428	17.658	-16881.194308	
A74	-117995.296	-8893.800	-9.829	87417.160200	
A70	-117998.125	-8894.348	-23.471	208759.241908	
A71	-118008.767	-8881.270	-21.236	188602.649720	
A72	-118009.361	-8878.077	5.813	-51608.261601	
61	-118002.954	-8869.538	31.066	-275532.197970	
合 計				757.397949	
合 計 面 積				378.6989745	
合 計 地 積				378.69	m

受付番号

※

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

宛先 静岡市公営企業管理者

市有地売払い応募要領の参加資格条件、内容等を承諾の上、次のとおり入札の参加を申し込みます。

申込物件番号	入札対象財産	地目	面積(m ²)

住 所 〒

電 話 番 号 ()

氏 名

(法人名・代表者名)

印

担 当 者 名

(部署・連絡先等)

- 【注意事項】**
- ・申込者の本籍の記載のある『住民票』（法人の場合は登記事項証明書）を添付してください。
（発行より3か月以内のもの）
 - ・申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
 - ・※のところは、記入しないでください。

確 認 欄 (市記入欄)

申 込	参加受付書	入札受付	入札保証金 (受 付)	入札保証金 (還付用)	決定通知書 発 送

受付番号

一般競争入札参加受付書

様

下記の物件について、入札の参加申込を受付けました。

申込物件番号	入札対象財産	地目	面積 (㎡)

静岡市上下水道局下水道部下水道総務課

確認印

- 【注意事項】
- ・入札会場の受付は、1時間前から行ないます。
 - ・代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

入 札 書 の 記 入 例

入 札 書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地
○	○○区○○町○○○○

		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額			¥	○	○	○	○	○	○	○

※ 金額の訂正は失格理由となります。

令和 年 月 日

宛先 静岡市公営企業管理者

※ 連名で入札する場合は全員分記名押印してください。

(入札者) 住 所



(所在) ○○市○○区○○町○○番○○号

氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

(法人名・代表者名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

※ 本人が入札する場合は不要です。



(代理人) 住 所 静岡市○○区○○町○○番○○号

氏 名 ○ ○ ○ ○ ⑩

(注) ・金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「金」又は「¥」をつけること。
 ・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

入 札 書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

宛先 静岡市公営企業管理者

(入札者) 住 所
(所 在) _____

氏 名
(法人名・代表者名) _____ 印

(代理人) 住 所
(所 在) _____

氏 名
(法人名・代表者名) _____ 印

(注)・金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「金」又は「¥」をつけること。
・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委任状

私は、下記財産の買受けについて、印を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

物件番号	対象財産所在地	地目	面積 (㎡)

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

(法人名・代表者名)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

(法人にあって
は本店所在地)

氏 名

(法人にあっては、その
名称及び代表者職氏名)

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

入札不調財産の売払い

入札を実施しても落札者がなかった財産等については、期間を定めて、予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

(1) 対象財産

- ①入札に付したが入札者がいない入札対象財産。
- ②入札を実施しても落札者がなかった入札対象財産。
- ③落札者が契約を締結しなかった入札対象財産。（売買代金未払いにより契約を解除された場合を含む）

(2) 参加資格

入札参加資格のある方であれば、どなたでも参加できます。
詳しくは、「入札参加心得書」第3入札参加資格(P 7)をご覧ください。
(入札に参加しなかった方も参加できます)

(3) 受付方法

普通財産買受申出書(入札不調財産用) (P 29) 及び暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (P 25~26)に必要事項を記入の上、入札参加申し込みと同様の添付書類を添えて下水道総務課へ直接（持参）提出してください。
(ファクシミリ及び郵送による受付は行いません。)

■添付書類

[個人(共有を含む)が申し込む場合]

- 住民票（本籍を記載したものをご用意ください。） 1通

[法人が申し込む場合]

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本） 1通

注) 添付書類は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

(4) 受付期間

【年 月 日】 物件の入札終了後翌日から令和4年10月31日(月)まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く

【受付時間】 午前9時00分～午後5時00分 ※正午～午後1時を除く

(5) 売払いの決定方法

- ① 入札対象財産の予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手に決定します。
- ② 各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示

金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

(6) 契約保証金

申請者は契約を締結する時まで、契約保証金として落札金額の 10%以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

(7) 契約の締結

申込みの日から 15 日以内に、契約を締結します。

(8) 売買代金の支払い

契約締結から 30 日以内に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

(9) 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※現状有姿での売払いとなります。

(10) 売買契約における条件

売買契約にあたっては、次の条件を付すこととします。なお、契約内容については、P14～17 に記載の市有財産売買契約書（標準契約書書式）を参照してください。

① 禁止用途

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用することはできません。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡や賃貸することはできません。

② 違約金

落札者は (10) ① の条件に違反したときは、静岡市に対し売買代金の 3 割に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。

普通財産買受申出書

(入札不調財産用)

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

見積者 住 所
氏 名 (名称・代表者名) 印
代理人氏名 印

下記財産について、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
見積金額										

買受けを希望する財産

対象財産（所在地番）	地目	面積（㎡）

- (注) 1 記入には黒インクの万年筆又はボールペンを使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
2 見積金額の訂正は行わないこと。

※ 見積者の本籍の記載のある住民票（法人の場合は、登記事項証明書）を必ず添付してください。

案内図



【受付場所】 静岡市上下水道局庁舎 6階 下水道総務課

【入札会場】 静岡市上下水道局庁舎 7階 71C 会議室
住 所：静岡市葵区七間町 15 番地の 1
電話番号：054-270-9203

【交 通】 JR 静岡駅から徒歩 15 分
静鉄電車「新静岡駅」から徒歩 10 分
静鉄ジャストラインバス「七間町」下車
会場へは公共交通機関をご利用ください。

※応募要領は次の場所で配付します。また、静岡市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

【応募要領配付場所】
静岡市役所静岡庁舎・清水庁舎・駿河区役所の各総合案内
葵区役所井川支所・清水区役所蒲原支所・駿河区役所長田支所
静岡市上下水道局庁舎 6階 下水道総務課

案内 Web サイト 【 https://www.city.shizuoka.lg.jp/588_000075.html 】

